

お持ちいただくもの

お越しの際には、下記のうち、該当するものをお持ちください。
なお、手続きごとに必要なものにつきましては、4ページ以降をご覧ください。

ご遺族のもの

- 認印（相続人代表・喪主）※スタンプ印以外
 - お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳 など
 - 預貯金通帳（相続人代表・喪主）
 - 新たに変更する引落口座の預貯金通帳と通帳届出印
 - ※亡くなった方名義の預貯金通帳から各種税を口座引き落としされている場合
- ※このハンドブックもお持ちください。
※年金手続きなどで、死亡診断書の写しが必要な場合があります。

故人のもの

- 以下の書類などは、見つからない場合でも手続きできます。
- 年金証書または年金手帳（振込通知書など基礎年金番号のわかるものでも可）
 - 印鑑登録証
 - マイナンバーカード、住民基本台帳カード
 - 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※加入者が亡くなった場合、葬祭費が請求できます。
 - 介護保険被保険者証
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - 福祉医療費受給者証（マル福カード）
 - その他、市役所から交付された証書類

その他

- ・戸籍謄本等・住民票の写し・税に関する証明書の請求や年金手続きを、代理人が行う場合は委任状が必要です。20ページを参考のうえ切り離してご利用ください。
- ・相続人代表者が、法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。